

第19回宮城県屋外広告物審議会

議案書

議案第26号

屋外広告物に係る禁止地域等を指定することについて（P1～P4）

議案第27号

都市計画法第12条の4第1項の規定により地区計画等の定められた区域を屋外広告物に係る許可地域に指定することについて（P5～P9）

平成27年3月

宮城県屋外広告物審議会

屋外広告物に係る禁止地域等を指定することについて

〔根拠条文：屋外広告物条例第2条第8号及び第9号〕

屋外広告物に係る禁止地域等を指定することについて

1 改正する告示

屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定（平成5年宮城県告示第1045号）

2 改正の理由

県内の自動車交通網の基幹となる「高速自動車国道」及び「自動車専用道路」について、道路交通における安全の確保並びに当該道路からの良好な景観を保全するため、広告物等を表示・設置してはならない地域等を指定するもの。

3 改正案

禁止地域の指定については【別表1】，許可地域の指定については【別表2】のとおり。

4 指定時期

本審議会において議決後，速やかに指定する。

【別表1】「禁止地域の指定」に関する改正案

改正案			現 行		
道路・鉄道	指定する区間又は区域		道路・鉄道	指定する区間又は区域	
	区間	展望することができる地域		区間	展望することができる地域
<u>高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項又は第2項に基づき指定された自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）</u>	<u>全線（未供用の区間並びにパーキングエリア及びサービスエリアの区域を除く。）</u>	(略)	<u>東北縦貫自動車道</u>	<u>全線（パーキングエリア及びサービスエリアの区域を除く。）</u>	(略)
			<u>東北横断自動車道酒田線</u>	<u>全線（パーキングエリアの区域を除く。）</u>	
			<u>常磐自動車道</u>	<u>山元インターチェンジから亘理インターチェンジまで</u>	
			<u>一般国道6号（仙台東部道路）</u>	<u>亘理インターチェンジから仙台港北インターチェンジまで</u>	
			<u>一般国道45号（三陸縦貫自動車道）</u>	<u>仙台港北インターチェンジから利府中インターチェンジまで</u>	
			<u>県道仙台松島線（三陸縦貫自動車道）</u>	<u>利府中インターチェンジから松島北インターチェンジまで</u>	
			<u>一般国道45号（三陸縦貫自動車道）</u>	<u>松島北インターチェンジから登米東和インターチェンジまで（パーキングエリアの区域を除く。）</u>	
			<u>一般国道45号（三陸縦貫自動車道）</u>	<u>気仙沼市唐桑町只越から気仙沼市唐桑町舘まで</u>	
			<u>県道仙台南インター線（仙台南部道路）</u>	<u>全線</u>	
			<u>一般国道47号（仙台北部道路）</u>	<u>利府ジャンクションから富谷ジャンクションまで</u>	
<u>県道築館登米線（みやぎ県北高速幹線道路）</u>	<u>全線（未供用の区間を除く。）</u>	(略)	<u>県道築館登米線（みやぎ県北高速幹線道路）</u>	<u>栗原市築館字萩沢整理から栗原市若柳字川南まで</u>	
<u>県道</u> 牡鹿半島公園線	<u>全線</u>	(略)	<u>牡鹿半島公園線</u>	<u>全線</u>	(略)

※鉄道に関する部分は変更しないため省略

【別表2】「許可地域の指定」に関する改正案

改 正 案			現 行		
	指定する区間又は区域			指定する区間又は区域	
道路・鉄道	区間	展望することができる地域	道路・鉄道	区間	展望することができる地域
高速道路等	<u>パーキングエリア及びサービスエリアの区域</u>	(略)	東北縦貫自動車道	<u>パーキングエリア及びサービスエリアの区域</u>	(略)
			東北横断自動車道 酒田線	<u>パーキングエリアの区域</u>	(略)
			一般国道 45 号(三 陸縦貫自動車道)	同	(略)
一般国道 (高速道 路等を除く。)	全線	(略)	一般国道 (一般国道 6 号 (仙台東部道 路)、一般国道 45 号 (三陸縦貫自動車 道) 及び一般国道 47 号 (仙台北部道 路) を除く。)	全線	(略)
県道 (主要地方道) (<u>高速道路等及び 県道築館登米線 (みやぎ県北高速 幹線道路)</u> を除 く。)	全線	(略)	県道 (主要地方道) (<u>県道仙台松島線 (三陸縦貫自動車 道) 及び県道仙台南 インター線 (仙台南 部道路)</u> を除く。)	全線	(略)
※鉄道に関する部分は変更しないため省略			※鉄道に関する部分は変更しないため省略		

都市計画法第 12 条の 4 第 1 項の規定により地区計画等の定められた
区域を屋外広告物に係る許可地域に指定することについて

[根拠条文：屋外広告物条例第 2 条第 8 号，第 9 号及び第 4 条]

都市計画法第12条の4第1項の規定により地区計画等の定められた区域を屋外広告物に係る許可地域に指定することについて

1 改正する規則等

- (1) 屋外広告物施行規則（昭和49年宮城県規則第44号）
- (2) 屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定（平成5年宮城県告示第1045号）

2 改正の理由

主に東日本大震災からの復興事業において、従来のように市街化区域への編入や用途地域の指定を行わず、市街化調整区域のままで、あるいは用途地域を指定しないままで、地区計画のみを定めて市街地開発を行う事例が増加している。

現行制度では、市街化調整区域や用途地域が指定されていない区域を一律に「第2種許可地域」に区分しているが、開発の実態に即した屋外広告物の設置が可能となるよう所要の改正を行う。

3 改正案

- 1 (1) の改正については【別表3】、1 (2) の改正については【別表4】のとおり。

4 指定時期

本審議会において議決後、速やかに指定する。

【別表3】「屋外広告物条例施行規則」の改正案

改正案			現行		
区分		該当地域等	区分		該当地域等
禁止地域	第1種禁止地域	条例第2条第1号から第8号まで及び第10号から第14号までに規定する地域又は場所	禁止地域	第1種禁止地域	条例第2条第1号から第8号まで及び第10号から第14号までに規定する地域又は場所
	第2種禁止地域	条例第2条第9号に規定する地域のうち第1種禁止地域以外の区域		第2種禁止地域	条例第2条第9号に規定する地域のうち第1種禁止地域以外の区域
許可地域	第1種許可地域	許可地域のうち、次に掲げる区域 <u>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域に定められている区域</u> <u>(2) 用途地域が定められていない区域で、かつ、同法第12条の4第1項に規定する地区計画等（以下「地区計画等」という。）が定められている区域のうち、同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画における建築物の用途の制限により建築基準法別表第2（に）項第8号に規定する建築物を建築してはならない区域</u>	許可地域	第1種許可地域	<u>許可地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域に定められた区域</u>
	第2種許可地域	許可地域のうち第1種許可地域及び第3種許可地域以外の区域		第2種許可地域	許可地域のうち第1種許可地域及び第3種許可地域以外の区域
	第3種許可地域	<u>第1種許可地域以外の許可地域のうち用途地域又は地区計画等</u> が定められている区域		第3種許可地域	許可地域のうち <u>都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域</u> が定められている区域（同法第7条第1項に規定する市街化調整区域に定められた区域及び第1種許可地域を除く。）

【別表4】「屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定」の改正案

改正案			現行		
1 禁止地域 (1) 略 (2) 条例第2条第8号及び第9号の規定により指定する区間及び区域 次の表の上欄に掲げる道路又は鉄道の当該下欄に掲げる区間又は区域 (仙台市の区間又は区域を除く。)			1 禁止地域 (1) 略 (2) 条例第2条第8号及び第9号の規定により指定する区間及び区域 次の表の上欄に掲げる道路又は鉄道の当該下欄に掲げる区間又は区域 (仙台市の区間又は区域を除く。)		
道路・鉄道	指定する区間又は区域		道路・鉄道	指定する区間又は区域	
	区間	展望することができる地域		区間	展望することができる地域
高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項又は第2項に基づき指定された自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）	(略)	本線の路肩から500m以内の区域で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域又は同法第12条の4第1項に規定する地区計画等が定められている区域を除く区域	東北縦貫自動車道 東北横断自動車道酒田線 常磐自動車道 一般国道6号（仙台東部道路） 一般国道45号（三陸縦貫自動車道） 県道仙台松島線（三陸縦貫自動車道） 一般国道45号（三陸縦貫自動車道） 一般国道45号（三陸縦貫自動車道） 県道仙台南インター線（仙台南部道路） 一般国道47号（仙台北部道路） 県道築館登米線（みやぎ県北高速幹線道路）	(略)	本線の路肩から500m以内の区域で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域を除く区域
県道築館登米線（みやぎ県北高速幹線道路）	(略)	同			
県道牡鹿半島公園線	(略)	(略)	牡鹿半島公園線	(略)	(略)

東北新幹線 仙台空港線	(略) (略)	施工基面から 500 m 以内の 区域で、都市計 画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規 定する用途地 域 <u>又は同法第 12 条の 4 第 1 項に規定する 地区計画等</u> が 定められてい る区域を除く 区域	東北新幹線 仙台空港線	(略) (略)	施工基面から 500 m 以内の 区域で、都市計 画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規 定する用途地 域が定められ ている区域を 除く区域
東北本線 常磐線 仙石線 陸羽東線 石巻線 阿武隈急行線 大船渡線 気仙沼線	(略)		東北本線 常磐線 仙石線 陸羽東線 石巻線 阿武隈急行線 大船渡線 気仙沼線	(略)	
<p>2 禁止地域から除く区域</p> <p>条例第 2 条第 2 号の規定により指定する区域</p> <p>特別名勝松島のうち都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域に <u>定められている区域及び同法第 12 条の 4 第 1 項に規定する地区計画等が定められている区域</u></p>			<p>2 禁止地域から除く区域</p> <p>条例第 2 条第 2 号の規定により指定する区域</p> <p>特別名勝松島のうち都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域に <u>定められた区域</u></p>		